

○金融庁告示第 号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第二十一条の五第一項の規定に基づき、
金融庁長官の指定する規則を次のように指定し、令和三年 月 日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認
会計士協会「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指
針（業種別委員会実務指針第六十八号）」とする。